

「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認証企業認証申請のご案内

ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業が、ワーク・ライフ・バランスに取り組み、制度の導入や利用実績などにより、認証基準を満たした場合、申請により認証されます。

認証後は、「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認証企業として京都府が積極的に広報するほか、物品調達の際に優遇するなどの制度の対象となります。

なお、アドバイザー、社会保険労務士等の企業支援チームが、取組や申請に関する相談に応じますので、ご希望の際は下記までご連絡ください **（無料）**。

○申請要件

- 1 「ワーク・ライフ・バランス宣言企業」に登録されていること。
- 2 「仕事と出産・子育てを両立できる法以上の取組」及び「仕事と介護を両立できる法以上の取組」の双方を実施していること。
- 3 育児休業、または、介護休業を取得した実績があること。
- 4 認証基準点（130点）に達していること。
- 5 最新の法令に準拠した就業規則等を整備し、行政官庁へ届出済であること。

○提出書類

- ・「認証申請書」（別紙様式2号）
- ・基準を満たしていることを証明する書類
 - 例）・就業規則の写し（該当部分）
 - ・育児・介護休業規定の写し（該当部分）
 - ・給与規定の写し（該当部分）
 - ・覚書の写し
 - ・取組内容のわかる書類や実施されたことがわかる書類
（制度利用申出書、賃金台帳、社内チラシ等）

○認証期間

認証日から3年間

○認証のメリット

- ・認証マークを名刺や求人広告等に使用し、認証企業としてアピールすることができます。
- ・府のホームページや各種事業などで認証企業として広報します。
- ・京都府の物品等の調達に係る優遇措置があります。

（別途登録が必要です。詳しくは、こちら→京都府ホームページ「地域貢献企業からの物品

調達について」<https://www.pref.kyoto.jp/zaisan/1323071085349.html>

- ・社員の働き方の見直しのためのアドバイザー派遣が受けられます。（無料）
- ・多様な働き方を推進するための補助金が利用できます。

- ※ 1 申請要件 4 の認証基準点に加算される取組については、別添の「認証基準チェックリスト」を参照してください。
- ※ 2 趣旨・目的が同一であれば、チェックリスト以外の取組や既に導入されている制度も認証の対象となり得ますので、お問い合わせください。

〔お問い合わせ先〕

京都ウィメンズベース

京都府文化生活部男女共同参画課女性活躍・ワーク・ライフ・バランス推進係

〒601-8047 京都市南区東九条下殿田 70 京都テルサ東館 2F

電話番号 075-692-3495 FAX 番号 075-692-3497